

令和6年度第1号議案

令和6年度第2回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について」

主管課：総務部課税課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の地方税に関する事務の全項目評価書（以下「地方税評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 26 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、地方税評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

総務部課税課



24 総課送第 256 号
令和 6 年 7 月 5 日

総 務 部 長 殿

総 務 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の地方税に関する事務の全項目評価書（以下「地方税評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 26 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、地方税評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（※）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

軽自動車税（種別割）の減免について、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した、ぴったりサービスによる電子申請の受付を開始する。

このことが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させる、地方税評価書の特定個人情報ファイルの概要等の内容及び特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の内容の変更となり、規則で定める「重要な変更」に該当するため。

4 変更箇所

【別添_1】「地方税に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況（終了次第記載）

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

（1）公募の期間

令和6年5月15日から6月14日まで

（2）意見の件数

1件

（3）主な意見

肯定的なご意見であった。

（4）規則第7条第4項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期

令和6年5月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

令和6年7月 審査会への諮問

地方税評価書を個人情報保護委員会へ提出

7 担当部課

総務部課税課

8 参考資料

【別添_2】地方税に関する事務 全項目評価書